

大阪府  
知事 松井 一郎 様  
大阪府教育委員会  
委員長 陰山 英男 様

2014年3月  
大阪教育合同労働組合  
執行委員長 酒井 さとえ

## 2014春闘要求書

### 第1章 はじめに

2006年度から実施した「給与構造改革」および月例給与のカット、12年度からの退職手当支給割り当ての削減により、職員の給与は全国最低水準に引き下げられた。また府は常に賃金団交において人事委員会勧告を尊重すべきものと答えているにも関わらず、勧告の完全実施は見送られ、月例給与カットについては新たなカットを提案するなど、府の暴挙は依然続いている。それらの影響は新規採用者が集まらない、早期退職者の急増、つまり労働者が逃げ出す集まらない職場という形で顕著に現れている。また、それらを補う形で配置される非正規労働者が占める割合も改善されず、同一価値労働を課せられながら差別的賃金の下、不安定な労働条件を強いられている。非正規労働者の雇用問題をはじめとする労働条件の改善を要求する団体交渉は、数々の労働委員会命令および、その後、府が起こした行政訴訟の敗訴にもかかわらず、未だ団交拒否の姿勢を改めようとしなない。組合は、府の姿勢に対し抗議を続けてきた。改めて速やかな団交の再開とこの間の不当労働行為に対する謝罪を要求する。

組合は、大阪府に働くすべての労働者の当然の権利と雇用の確保、労働条件の改善を求め以下の要求を行なう。

### 第2章 賃金に関して

1. 依然続く月例給与のカットを速やかに止め、物価上昇および増税に見合った給与表の改定を行うこと。また、一時金の役職別段階加算を廃止すること。
2. 「評価・育成」システムの一時金への反映および昇給へのマイナス反映を止めること。昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。
3. 「評価・育成」システムの検証結果を明らかにするとともに、評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。
  - ・ 男女別 ・ 職種別 ・ 年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
4. 「評価・育成」システムによる評価に「授業アンケート」の結果を反映させないこと。
5. 「評価・育成」システムの結果を再任用職員任用合否・更新可否に使わないこと。
6. 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。
7. 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を含め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。
8. 退職手当の調整率87/100への引き下げを撤回し、104/100に戻すこと。また、これにかかわる経過措置の前倒しをやめること。調整額を廃止し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。
9. 育児休業中の賃金を全額保障すること。

10．臨時講師・職員の賃金にかかわって

一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。

臨時講師の賃金の頭打ちをなくすこと。

最高号級の頭打ちをなくすこと。

2級に格付けすること。

昇給制度を導入すること。

給料月額の設定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）

空き時間に賃金を保障すること。

11．諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。

12．臨時講師の被保険者資格を継続して取り扱うこと。

13．非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤補助員にかかわって

非常勤講師の賃金算定方法を「週1コマあたり月額単価」制に戻すこと。

非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。

非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。

非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。

非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に退職金を支給すること。

時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。

### 第3章 労働条件の改善について

1．職員基本条例、教育行政基本条例、府立学校条例、「国旗国歌条例」を廃止すること。また、「国旗国歌条例」による教職員の労働条件変更を命令しないこと。

2．勤務時間短縮にかかわって、実効性のある措置を講じること。

3．希望する現任講師を優先して継続雇用すること。

4．長期休業中に病休講師を解雇しないこと。

5．事務職員の配置は大規模過配については標準法を遵守すること。就学援助加配については、受給者が100名以上について加配すること。

6．非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。

7．義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するように国に働きかけること。